

国民年金 だより

■問い合わせ先
市民課 ☎40-5556
栃木年金事務所
☎0282-22-6074、4134

20歳以上60歳未満で日本に住んでいる人は、国民年金に加入するこ
とが義務付けられています。国民年
金の加入種別は次の3つに分かれ
ています。

第1号被保険者

自営業者、学生、フリーターの方
など(第2号・第3号被保険者以外
の方)

第2号被保険者

会社員、公務員など厚生年金や共
済組合に加入されている方

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されてい
る配偶者の方

国民年金第3号被保険者の手続きについて届出をお忘れなく!

サラリーマンの妻

健康保険被保険者の被扶養配偶
者の方は、届出をすることにより国
民年金の第3号被保険者(サラリー
マンの妻など、第2号被保険者に扶
養されている20歳以上60歳未満の
配偶者の方)に該当します。国民年
金第3号被保険者に該当すると、本
人が国民年金保険料を負担しなく
ても、その期間については保険料納
付済期間とみなされます。



き

◆ 配偶者が転職して加入する年金
制度が変わったとき

届出書に年金手帳を添えて配偶
者の勤務先に、第3号被保険者の届
出をしてください。

◆ 第3号被保険者の住所や氏名に変
更があった場合の手続き

◆ 住所を変更した場合

「国民年金被保険者住所変更届」
を配偶者の勤務先に提出してく
ださい。

◆ 氏名を変更した場合

「国民年金第3号被保険者関係届」
を配偶者の勤務先に提出してくだ
さい。

◆ 第3号被保険者でなくなった場合
の手続き

◆ 配偶者が退職(失業)したとき

◆ 離婚したとき

◆ 配偶者が死亡したとき

◆ 収入が増えて配偶者から扶養さ
れなくなったとき

◆ 第2号被保険者である配偶者に
老齢年金の受給権があり、かつ65
歳になったとき

上記の場合、第1号被保険者とな
り、自分で保険料を納付することに
なりますので、各庁舎市民課に、社
会保険資格喪失証明書等第3号被
保険者でなくなった日のわかる書
類、印鑑、年金手帳をお持ちのうえ、
届出をしてください。

届出をされませんと、万一病気や
けがなどで障がいを負ってしまった
場合やお年寄りになった時に、何
の年金も受けられなくなる可能性
があります。

詳しくは、市民課国保年金グルー
プ(☎(40)55556)までお問い合
わせください。

◆ 第3号被保険者だった方が就職し
て厚生年金や共済組合等に参加し
たとき

第2号被保険者となり、保険料は
給料から天引きされますので、勤務
先に届出をしてください。

